

罹災証明申請書

令和 3年 4月 1日 (申請)

(あて先) 八戸市長

※太線の中を記入してください。
※窓口に来た方の本人確認できるものを提示してください。
※罹災証明書は被害調査後に調査結果に基づき発行します。

申請者	住所 八戸市 〇〇 〇丁目 〇番 〇号							
	(現在の連絡先) 090-**** - ****							
	(フリガナ) 氏名 (法人名・代表者) 〇山 〇男				電話番号 0178 - ** - **** 携帯電話 090 - **** - ****			
代理人 ※委任状を提出してください。	住所							
	(フリガナ) 氏名 (法人名・代表者)				電話番号 — — 携帯電話 — —			
	申請者との関係							
罹災場所	八戸市 〇〇 〇丁目 〇番 〇号							
罹災住家等	<input checked="" type="checkbox"/> 住家 (<input checked="" type="checkbox"/> 持家 / <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()							
申請者と罹災住家等の関係	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他 ()							
罹災世帯の構成員 (居住者)	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
	〇山 〇男	本人	男・女	S55.5.5			男・女	
	〇山 〇子	妻	男・女	S50.1.1			男・女	
	〇山 〇朗	子	男・女	H25.2.2			男・女	
			男・女				男・女	
		男・女				男・女		
罹災原因	令和 〇年 〇月 〇日 大雨 による							
罹災届出内容 (備考)	2階雨樋の破損							
証明必要枚数 及び必要理由	1 通		(理由、提出先等) 保険会社へ提出するため					
本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()							

(裏面)

<記入上の留意点>

- 申請者は、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所・氏名・電話番号・(現在の連絡先が住所と異なる場合)現在の連絡先を記入してください。
代理人の場合は、代理人本人であることが確認できるものを提示し、申請者からの委任状を提出して、「申請者」欄及び「代理人」欄を記入してください。
- 「罹災場所」欄には、被害のあった建物の住所(アパートなどの建物名称等も含む)を記入してください。
- 「罹災住家等」欄には、住家(現に人が住んでいる家、アパート等)及び非住家(空家、物置、車庫等)の該当する項目にレ点を記入してください。
- 「申請者と罹災住家等の関係」欄には、申請者が住家等の所有者、管理者、使用者、その他のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入してください。
- 「罹災世帯の構成員」欄には、罹災世帯員(申請者も含む)の氏名を記入してください。
- 「罹災原因」欄には、罹災した原因を記入してください。
※ 例:「令和〇〇年〇月〇〇日発生のお〇〇〇〇〇〇地震による」
「令和〇〇年〇月〇〇日の台風第〇〇号に伴う豪雨による」
- 「罹災届出内容」欄には、被害を受けた内容を具体的に記入してください。
なお、罹災証明書の申請の場合は、母屋を中心に記入してください。
※ 例:「地震により〇〇㎡の住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった」
「大雨による増水で〇〇町〇〇一帯が浸水し、床上浸水した」
- 「証明必要枚数及び必要理由等」欄には、罹災証明書の必要枚数を記入した上、必要とする理由及び罹災証明書の提出先名称等を記入してください。

<罹災証明書について>

- 罹災証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。民事上の権利義務関係の効力を確定させるものではありません。また、各種支援制度の適用を受けるためには、別途申請が必要となります。
なお、罹災証明書は交付要件に該当する場合のみ発行されます。
- 集合住宅等の場合は一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、罹災証明書の罹災程度と実際の被害程度に差が生じる場合があります。なお、浸水被害の場合は一棟全体ではなく、居住階数に応じて個別に判定します。
- 罹災証明書の罹災程度は、「家屋」を屋根、壁、構造体等の各部位別に表面に現れた被害を観察して判定しますので、表面に現れない被害(例:地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、罹災証明書の罹災程度と実際の被害程度が異なることもあります。